

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例貸付の申込受付期間について(延長)

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や失業等で減収し生活が苦しくなっている方々へ生活再建費として、緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付・再貸付）の生活福祉資金【特例貸付】制度を行っています。

今回、緊急小口資金及び総合支援資金【初回貸付】の受付期間が、令和4年3月末、総合支援資金【再貸付】の受付期間が令和3年12月末までの延長となりました。

申込受付には書類等の確認が必要となり、お時間を要する場合がございます。期間に余裕をもってお申し込みください。

★総合支援資金【再貸付】の受付期間については令和3年12月末終了です。

総合支援資金【再貸付】を受けるには、事前に自立支援相談機関（TEL0567-24-2135）での面談が必須となります。年末は各機関が29日より休業となりますので、総合支援資金【再貸付】を希望される方は12月27日（月）までに自立支援相談機関の面談を受けて状況確認シートを作成してもらい、早々に大治町社会福祉協議会貸付係（※下記TEL）に予約を入れてください。

《総合支援資金【再貸付】の対象者》

◆緊急小口、総合支援資金初回の資金交付が令和3年12月末までに終了した世帯

詳細はリンク先の愛知県社会福祉協議会のホームページでご確認ください。

リンク：https://www.aichi-fukushi.or.jp/news/corona_koguchishikintokurei.html

問合せ先 大治町社会福祉協議会 障害福祉部 生活福祉資金担当

T e l （代表）052-442-0990 （担当）052-433-9996